

道東自動車道

新得 P A 工事

特記仕様書

令和 8 年 4 月

東日本高速道路株式会社 北海道支社

帯広工事事務所

目 次

1. 工事概要.....	1
2. 適用する共通仕様書.....	1
3. 監督員及び主任補助監督員の権限.....	2
4. 配置技術者に関する事項.....	2
5. 工事用地等に関する事項.....	3
6. 土取場及び自工区外盛土場に関する事項.....	3
7. 関連施設その他との関係.....	4
8. 作業日及び作業期間に関する事項.....	5
9. 完全週休2日工事.....	7
10. カーボンニュートラル推進工事.....	9
11. 関連工事に関する事項.....	10
12. 工事費構成内訳書に関する事項.....	11
13. 工程表及び履行報告に関する事項.....	12
14. 工事用道路に関する事項.....	12
15. 工事用材料に関する事項.....	14
16. 残存物件の処理に関する事項.....	15
17. 保安に関する事項.....	16
18. 環境保全に関する事項.....	19
19. 再生資源及び建設副産物に関する事項.....	20
20. 補完検査に関する事項.....	24
21. 部分使用に関する事項.....	25
22. 現場環境改善に関する事項.....	26
23. 道路構造物点検の実施.....	26
24. 三者協議会に関する事項.....	27
25. 工事変更等検討会の設置.....	27
26. 工事細部に関する事項.....	28
27. 割掛対象表の項目に示す工事の内容.....	47
28. 熱中症予防に係る対策費用について.....	47
29. クマ対策に係る費用.....	48
30. 補足事項.....	49

様式－１	・ ・ ・ ・ ・	不動産貸付申請書
様式－２	・ ・ ・ ・ ・	取得報告書
様式－３	・ ・ ・ ・ ・	工事費構成内訳書及び工程表の提出について
様式－３（別添）	・ ・ ・ ・ ・	工事費構成内訳書
様式－４	・ ・ ・ ・ ・	工程表
様式－５	・ ・ ・ ・ ・	工事工程報告
様式－６	・ ・ ・ ・ ・	残存物件調書
様式－７	・ ・ ・ ・ ・	再生資材供給可能量の照会について
様式－８	・ ・ ・ ・ ・	再生資材使用計画書
様式－９	・ ・ ・ ・ ・	間接工事費計画書の提出について
様式－１０	・ ・ ・ ・ ・	間接工事費の増加費用に関する協議書
様式－１０（別添）	・ ・ ・ ・ ・	変更間接工事費計画書
様式－１１	・ ・ ・ ・ ・	間接工事費の増加費用見積書
様式－１２	・ ・ ・ ・ ・	間接工事費の増加費用同意書
様式－１３	・ ・ ・ ・ ・	材料調達変更計画書の提出について
様式－１３（別添）	・ ・ ・ ・ ・	材料調達変更計画書
様式－１４	・ ・ ・ ・ ・	材料調達実績報告書の提出について
様式－１５	・ ・ ・ ・ ・	カーボンニュートラル施工計画書（工事实績評価型）
様式－１６	・ ・ ・ ・ ・	カーボンニュートラル施工計画書
様式－１７	・ ・ ・ ・ ・	熱中症対策実施報告書の提出について
別添－１	・ ・ ・ ・ ・	三者協議会協定書（案）

1. 工事概要

1-1 工事名

道東自動車道 新得PA工事

1-2 道路名

道東自動車道

1-3 工事箇所

自) 北海道勇払郡占冠村字占冠 (KP E76.6)

(北緯 42 度 58 分 47 秒、東経 142 度 24 分 33 秒)

至) 北海道河西郡芽室町祥栄西 (KP E140.9)

(北緯 42 度 59 分 49 秒、東経 143 度 52 分 42 秒)

1-4 工事延長

総延長 約 64,300 m

施工延長 約 1,480 m

土工延長 約 1,480 m

橋名、橋長、幅員及び形状

橋名	測点	橋長 (m)	有効幅員 (m)	形式
新得PAランプ橋	STA. 4+84.63 ～STA. 5+29.63	45.0	6.930	鋼単純合成3主細幅箱桁

1-5 連絡等施設

パーキングエリア 1箇所

スマートインターチェンジ 1箇所

1-6 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-5-4「コリンズへの登録」について、位置情報及び工事概要の項目には、特記仕様書の1-3「工事箇所」及び1-4「工事延長」の記載内容を入力することとする。

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和7年7月版とする。なお、共通仕様書に記載された適用すべき諸基準については入札公告時点の最新版を適用するものとする。

3. 監督員及び主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書1-6-1「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

(16)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号)第12条第1項の規定に基づく説明先及び同法第18条第1項の規定に基づく報告先

(17)特記仕様書30-5-2の規定に基づき行う工事費構成内訳書の提示、実績変更対象費の増加費用の協議、決定、通知

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3(2)のほか、主任補助監督員に委任した権限は以下のとおりである。

・共通仕様書に規定する監督員の権限のうち下表の事項

章	項 目	内 容
1-25-1	安全対策	安全教育の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格

主任技術者又は監理技術者は、次の基準を満たす技術者を専任で配置すること。

- (1)主任(監理)技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種(土木工事業)に係る資格を有する者であること。
- (2)監理技術者である場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4-2 配置技術者の工事経験

現場代理人、主任技術者及び監理技術者のうち、いずれかの者が平成23年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した次の施工経験を有すること。

なお、施工経験における従事役職は問わない。また、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は本特記仕様書4-1(1)に示す資格を有している者でなければならない。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

(工事経験)

・土工工事

4-3 監理技術者の専任義務の緩和について

4-3-1 共通仕様書1-7-3(4)5)に記す特例監理技術者が兼務できる工事の工事範囲は以下の通り。

(対象範囲)

占冠ICから芽室ICを通過する市町村(占冠村、南富良野町、新得町、清水町及び芽室町)

4-3-2 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなったときは適切に工事実績情報システム（コリンズ）への登録を行うこと。

4-3-3 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行った場合は、配置期間において施工体制点検等の場を活用して共通仕様書 1-7-3（4）8）で提出された内容の確認を行う。

5. 工事用地等に関する事項

5-1 特別に定める日

契約書第 16 条第 1 項の「特別に定める日」は下表のとおりであり、受注者は工事に着手してはならない。

箇所	場所	面積	期間
新得 P A、新得スマート I C 箇所	新得町	約 60,000 m ²	令和 8 年 9 月まで
上り線側本線内工事用道路箇所	新得町	約 5,900 m ²	令和 8 年 9 月まで

6. 土取場及び自工区外盛土場に関する事項

6-1 土取場

6-1-1 土取場に関する事項

(1) 位置及び土取可能量

土取場は、「位置図」に示す箇所とし、その名称、地先名並びに土取可能量等は、下表のとおりとする。

番号	名称	場所	土取可能量	摘要
1	新得土取場	新得町	約 20,000m ³	工事開始～工事期間中

6-1-2 土取場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と土取場を共同使用する場合があるので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工事名	共同使用する受注者名	摘要
1	道東自動車道 狩勝第二トンネル東工事	(株)大林組・岩倉建設(株) J V	

6-1-3 土取場の施工計画

受注者は、土取場の使用に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。

6-1-4 補償等

本特記仕様書 6-1-1 に示す番号 1 の土取場の補償費等は、無償とする。

6-1-5 完了確認

受注者は、土取完了後監督員に通知し、土取量及び後片付け等の確認を受けるものとする。

6-2 自工区外盛土場

6-2-1 自工区外盛土場に関する事項

(1) 位置及び盛土可能量

自工区外盛土場は、「位置図」に示す箇所とし、その名称、地先名並びに盛土可能量等は、下表のとおりとする。

番号	名称	場所	盛土可能量	摘要
1	道道盛土場	新得町	約 95,000m ³	

6-2-2 自工区外盛土場の共同使用

本工事施工期間中、下表に示す他の受注者と自工区外盛土場を共同使用する場合があるので、関係者と十分協議のうえ相互に支障のないよう施工しなければならない。

番号	工事名	共同使用する受注者名	摘要
1	北海道の工事	未定	
2	新得町の工事	未定	

6-2-3 自工区外盛土場の施工計画

受注者は、自工区外盛土場の使用に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。

6-2-4 補償等

本特記仕様書 6-2-1 に示す番号 1 の自工区外盛土場の補償費等は、無償とする。

6-2-5 盛土場の変更

盛土場について、盛土箇所を変更する必要がある場合には、監督員の指示に従うものとする。なお、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

7. 関連施設その他との関係

本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりである。

(1) 規制関係

道路名及び位置	管理者名	摘要
道東自動車道 (KP E109.4～)	北海道警察釧路方面本部 十勝機動警察隊	交通規制

(2) 道路関係

位置	路線名等	管理者名	摘要
KP E76.6～ KP E140.9	道東自動車道 (占冠 IC～芽室 IC)	東日本高速道路(株) 帯広管理事務所	
STA. 1150+00 付近	道道夕張新得線	北海道	
STA. 1120+00 付近	広内林道	北海道森林管理局	

位置	路線名等	管理者名	摘要
KP E76.6～ KP E140.9	道東自動車道 (占冠 IC～芽室 IC)	東日本高速道路(株) 帯広管理事務所	
STA. 1150+00 付近	道道夕張新得線	北海道	
STA. 1131+00 付近	町道新得 7 号線	新得町	
STA. 1138+00 付近	町道新得西 7 線	新得町	
STA. 1150+00 付近	町道新得 6 号分線	新得町	
STA. 1153+00 付近	町道新得西 8 線	新得町	
STA. 1149+00 付近	町道広内西 4 号線	新得町	
STA. 1150+00 付近	町道広内 3 号線	新得町	
STA. 1155+00 付近	町道広内 2 号線	新得町	

(3) 電力・通信施設関係

位置	種別等	管理者名	摘要
道東自動車道 トマム IC～十勝清水 IC 間	光通信ケーブル メタル通信ケーブル 電源ケーブル	東日本高速道路(株)	橋梁地覆埋設 橋梁添架 路肩部埋設

上記(1)項の高速道路の交通規制に必要な協議については、原則として発注者が行うものとする。

上記(3)項に記載の施設について、移設等を工事に追加する場合があります、これらの費用については別途受注者と監督員とで協議にて定めるものとする。受注者の都合で移設を行う場合は、受注者の負担で行うものとする。なお、これらの場合事前に移設計画書を監督員宛に提出し、承諾を得るものとする。

(4) その他

受注者は、上記以外の本工事に関係する施設等を発見したときは、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

8. 作業日及び作業期間に関する事項

8-1 冬期休止期間

共通仕様書 1-13 「作業日」の規定による他、工期内の 11 月 16 日から翌年 4 月 30 日までの期間は冬期休止期間として、本特記仕様書 8-2 に示す以外の現場の作業を行ってはならない。

やむを得ず現場の作業を行う必要がある場合、受注者は作業理由とその施工計画書を監督員に提出し、確認を得なければならない。監督員は提出された冬期休止期間作業確認願の内容を確認後、その結果を書面にて通知するものとする。

なお、受注者の事由により冬期休止期間中に現場の作業を行った場合の増加費用については、すべて受注者の負担とし別途支払は行わないものとするが、監督員が冬期休止期間中の現場の作業を指示した場合の費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

8-2 冬期休止期間における作業

下表に示す作業については冬期休止期間に作業を行うものとし、受注者は施工に先立ち冬期施工に関する施工計画書を監督員に提出するものとする。この作業に係る作業環境養生費は関連する単価表の項目に含まれるものとし、別途支払いは行わないものとする。

工事箇所	工事内容	摘要
上り線側本線内工事用道路	工事用道路造成作業	冬期休止期間中
下り線側本線内工事用道路	工事用道路造成作業	冬期休止期間中
立木伐採対象箇所	立木伐採作業	冬期休止期間中
新得PAランプ橋	橋梁下部工工事関連作業	冬期休止期間中
A1ランプC-Bx	C-Bx工事関連作業	冬期休止期間中

8-3 作業期間

共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は理由を付した書面を監督員に提出し、確認を得なければならない。

期間（予定）	区間	摘要
令和8年8月上旬～ 令和8年8月下旬の14日間	道東自動車道 トマムIC～十勝清水IC	交通規制を伴う作業
令和9年4月下旬～ 令和9年5月上旬の14日間	道東自動車道 トマムIC～十勝清水IC	交通規制を伴う作業
令和9年8月上旬～ 令和9年8月下旬の14日間	道東自動車道 トマムIC～十勝清水IC	交通規制を伴う作業
令和10年4月下旬～ 令和10年5月上旬の14日間	道東自動車道 トマムIC～十勝清水IC	交通規制を伴う作業
令和10年8月上旬～ 令和10年8月下旬の14日間	道東自動車道 トマムIC～十勝清水IC	交通規制を伴う作業
令和11年4月下旬～ 令和11年5月上旬の14日間	道東自動車道 トマムIC～十勝清水IC	交通規制を伴う作業
令和11年8月上旬～ 令和11年8月下旬の14日間	道東自動車道 トマムIC～十勝清水IC	交通規制を伴う作業

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

8-4 夜間作業

通行止めを伴う作業については、共通仕様書1-13「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。

通行止めを伴う作業は以下のとおりとする。

単価表の項目	上下別	施工区間	摘要
仮設防護柵工 設置工 A (Y)	上下	トマムIC～十勝清水IC	
仮設防護柵工 設置工 B (Y)	上下	トマムIC～十勝清水IC	

単価表の項目	上下別	施工区間	摘要
仮設防護柵工 衝突緩衝材 A (Y)	上下	トマム I C～十勝清水 I C	

8-5 通行止め等による工事予定

通行止め等による工事の予定時期は下表に示すとおりとするが、詳細な日程、区間及び時間帯等については、現在関係機関と協議中であるため、協議完了後に別途監督員が指示するものとする。

なお、受注者の責によらない理由により予定日数に変更となった場合は監督員の指示に従うものとし、これに要する費用は、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(1) 通行止め予定

道路名	区間	予定時期	交通規制時間	予定日数	通行止 実施工事
道 東 自 動 車 道	占冠 I C～ 十勝清水 I C (上下線)	令和 9 年 5 月上旬頃～ 令和 9 年 6 月上旬頃	22:00～翌 5:00 (作業時間は 23:00～翌 4:00)	5 日	他工事
	占冠 I C～ 十勝清水 I C (上下線)	令和 9 年 10 月上旬頃～ 令和 9 年 11 月上旬頃	21:00～翌 5:00 (作業時間は 22:00～翌 4:00)	5 日	他工事
	占冠 I C～ 十勝清水 I C (上下線)	令和 10 年 5 月上旬頃～ 令和 10 年 6 月上旬頃	22:00～翌 5:00 (作業時間は 23:00～翌 4:00)	5 日	他工事
	占冠 I C～ 十勝清水 I C (上下線)	令和 10 年 10 月上旬頃～ 令和 10 年 11 月上旬頃	21:00～翌 5:00 (作業時間は 22:00～翌 4:00)	5 日	他工事

9. 完全週休 2 日工事

本工事は、監督員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休 2 日を達成するよう工事を実施する「完全週休 2 日工事（発注者指定方式）」である。

9-1 定義

- (1) 「完全週休 2 日」とは、対象期間の全ての週において、1 週間に 2 日以上現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、共通仕様書 1-1-3 「作業日」に示す期間については、原則、作業を行ってはならないものとする。
- (2) 「対象期間」とは、着工日から工事完成日までの期間をいう。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日に含めるものとする。

9-2 履行確認（完全週休 2 日確保の確認方法）

- (1) 現場閉所を行うときは、工程会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡を行うものとする。

- (2) 受注者は、工事完了後に、完全週休 2 日の取得結果が確認できる「取得報告書」(様式-2)を作成し、監督員へ提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。
- (3) 監督員は、受注者から提出された「取得報告書」及び共通仕様書 1-19-3「週間工程表」に規定する工事实績等を基に、完全週休 2 日の取得状況を確認するものとする。
- なお、1 週間の定義は「着工日の曜日始まり」を基本とし、7 日間に満たない週は除くものとする。
- (4) 履行確認の結果、完全週休 2 日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額を減額変更するものとする。

9-3 工期

本工事は、共通仕様書 1-12「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内(工事着手期限までの間)で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間(工事着手期限)：契約保証取得の日の翌日から 60 日間(まで)

9-4 完全週休 2 日工事に要する費用

9-4-1 補正対象項目及び補正方法

発注者は、完全週休 2 日工事の積算に当たっては、「土木工事積算基準(4 週 8 休)」における「現場閉所による 4 週 8 休以上の確保：週単位」を適用し、設計金額の算出を行うものとする。

また、完全週休 2 日の確保を本特記仕様書 9-2「履行確認(完全週休 2 日確保の確認方法)(2)」による確認後、完全週休 2 日以上現場閉所が確保されなかったものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。

なお、減額費用の算出方法等の取扱いについては、共通仕様書 1-33-1「新単価」の規定によるものとし、NEXCO の土木工事積算基準により減額費用を算出するものとする。

9-4-2 支払

完全週休 2 日工事に要する費用は、関連する単価項目の単価及び諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

10. カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、しゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価や、総合評価落札方式（工事实績評価型）における技術評価での加点評価を受けることができる工事である。

10-1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- (1) 受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- (2) 受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（様式－15）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されていることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

10-2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式－16）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算 CO2 排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

10-3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の(1)～(5)のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- (1) 本工事で行う取り組み
 - (2) 次のいずれかを行う取り組み
 - ・ CO2 排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・ CO2 の吸収に寄与する取り組み
 - ・ CO2 の発生を提言して製造された資材等を活用した取り組み
 - (3) 成績評定で重複して加点評価しない取り組み
 - (4) 本工事において実施が確認できる取り組み
 - (5) 本工事の安全や目的物の品質に影響を与えない取り組み
- なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

10-4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書「10-1」及び「10-2」に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書「10-3」に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書「10-2」に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

10-5 履行の確認

- (1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を土木工事共通仕様書様式第 19, 20 号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。
- (2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

10-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

11. 関連工事に関する事項

11-1 対象工事

契約書第 2 条に規定する発注者又は他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

なお、下表に示す工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は、別途監督員から指示するものとする。

このほか、東日本高速道路(株)帯広工事事務所で行う安全対策会議及び東日本高速道路(株)帯広管理事務所で行う規制調整会議に出席し、当該工事の規制に関連する工事の受注者と調整することとする。

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
帯広管内道路保全工事業務	交通規制、工事区間の重複	通年	NEXCO 東日本	(株)ネクスコ・メンテナンス北海道
施設保全工事業務	交通規制、工事区間の重複	通年	NEXCO 東日本	(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道
施設保全管理業務	交通規制、工事区間の重複	通年	NEXCO 東日本	(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道・ネクスコ東日本エンジニアリング(株)
管理施設保全工事	交通規制、工事区間の重複	通年	NEXCO 東日本	(株)ネクスコ・エンジニアリング北海道
道東自動車道帯広管内舗装補修工事	工事区間の重複	未定	NEXCO 東日本	未定
道東自動車道ペンケオタソイ川橋（PC 上部工）工事	工事区間の重複	令和 4 年 3 月 15 日 ～令和 8 年 9 月 19 日	NEXCO 東日本	三井住友建設(株)
道東自動車道狩勝第二トンネル東工事	工事区間の重複	令和 6 年 12 月 19 日 ～令和 10 年 9 月 28 日	NEXCO 東日本	(株)大林組・岩倉建設(株)JV
道東自動車道鋼上部工工事（仮称）	工事区間の重複	未定	NEXCO 東日本	未定

工事名	主な関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
道東自動車道 新得地区舗装工事	工事区間の重複	未定	NEXCO 東日本	未定
道東自動車道 舗装工事（仮称）	工事区間の重複	未定	NEXCO 東日本	未定
道東自動車道 施設工事（仮称）	工事区間の重複	未定	NEXCO 東日本	未定
北海道の工事	工事区間の重複	未定	北海道	未定
新得町の工事	工事区間の重複	未定	新得町	未定

1 1-2 夜間通行止めにおける留意事項

夜間通行止めにおける作業は、同一規制内で作業となるため、近接箇所での作業、工事用車両の通行等について、上記に示す工事関係者と事前に綿密な調整を行い、安全に留意し作業しなければならない。

1 2. 工事費構成内訳書に関する事項

工事費構成内訳書の提出について、契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工事費構成内訳書」は、様式-3（別添）のとおりとする。

なお、提出は共通仕様書1-19-1「工程表の提出」で規定する工程表と合わせて提出するものとする。また、工事費構成内訳書の提出は、当初契約締結時とし、契約変更時の提出は要しないものとする。

1 3. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書 1-19-1 「工程表の提出」及び 1-19-2 「履行報告」に規定する工程表（様式-4）の記入方法は下記のとおりとする。

(1) 共通仕様書 1-19-1 「工程表の提出」に規定する工程表

- 1) 準備・跡片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備・跡片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計折線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は下表のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
切盛土工	道路掘削、客土掘削、捨土掘削、盛土工、基礎材
のり面工	張芝工、種散布工、植生基材吹付工、コンクリート枠工、コンクリートブロック積工、裏込め砕石、基礎工、マルチング工
用排水工	構造物掘削、用排水溝、用排水管、集水ます、地下排水工、油水分離ます、鋼製ふた工
函渠工	構造物掘削、基礎材、継目工、コンクリート、型わく、鉄筋、はく落防止対策工、凍上対策工、ドレーンかご工
橋梁下部工	構造物掘削、構造物裏込め工、基礎材、地下排水工、コンクリート、型わく、鉄筋
雑工	上記以外の合計

(2) 共通仕様書 1-19-2 「履行報告」に規定する履行報告

上記工程表に下記の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する。
- 2) 計画出来高累計折線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。
- 3) 当月までの延べ労働時間について月毎、年毎、累計について記入する。

1 4. 工事用道路に関する事項

1 4-1 工事用道路の指定

共通仕様書 1-22-1 「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「位置図及び土運搬経路図」に示すとおりとし、その路線名、区間、幅員及び延長等は、下表のとおりとする。

番号	路線名又は場所	幅員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考
①	道道夕張新得線	8.0m	約 2,700m	舗装	無償	—	—	既設
②-1	町道新得 7 号線	5.0m	約 1,650m	砂利	無償	—	—	既設
②-2			約 700m	砂利				
③	広内林道	4.0m	約 1,200m	砂利	無償	—	—	既設
④	町道新得西 7 線	5.0m	約 1,500m	砂利	無償	—	—	既設

番号	路線名又は場所	幅員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考
⑤-1	町道新得 6 号分線	5.0m	約 700m	砂利	無償	—	—	既設
⑤-2			約 550m	砂利				
⑥	町道新得西 8 線	5.0m	約 550m	砂利	無償	—	—	既設
⑦	町道広内西 4 号線	4.0m	約 1,350m	砂利	無償	—	—	既設
⑧-1	町道広内 3 号線	5.0m	約 550m	舗装	無償	—	—	既設
⑧-2			約 500m	砂利				
⑧-3			約 200m	砂利				
⑨-1	町道広内 2 号線	5.0m	約 500m	砂利	無償	—	—	既設
⑨-2			約 700m	砂利				
⑨-3			約 70m	舗装				
⑨-4			約 80m	砂利				
⑩	上り線側 本線内工事用道路	6.5m	約 1,100m	舗装	無償	—	本工事	新設
⑪	下り線側 本線内工事用道路	6.5m	約 700m	舗装	無償	—	本工事	新設

14-2 工事用道路の共同使用

本特記仕様書 14-1 に示す工事用道路のうち、共通仕様書 1-2-2-5「工事用道路等の共同使用」に規定する工事は、下表のとおりとする。

番号	共同使用する工事名	受注者
①②④⑤⑦⑧	道東自動車道 ペンケオタソイ川橋（PC 上部工）工事	三井住友建設(株)
①②③	道東自動車道 狩勝第二トンネル東工事	(株)大林組・ 岩倉建設(株)JV
未定	道東自動車道 鋼上部工工事（仮称）	未定
未定	道東自動車道 新得地区舗装工事	未定
未定	道東自動車道 舗装工事（仮称）	未定
未定	道東自動車道 施設工事（仮称）	未定
未定	北海道の工事	未定
未定	新得町の工事	未定

14-3 工事用道路の維持・補修

(1) 本特記仕様書 14-1 に示す番号⑩及び⑪の清掃等の維持及び補修は、受注者が行うものとする。これに要する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

なお、大規模な補修の必要が生じ監督員が指示した場合は、受注者は、その指示に従わなければならない。これに要する費用については、別途監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

- (2) 本特記仕様書 1 4 - 1 に示す番号①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧及び⑨の工事用道路について補修の必要が生じ監督員が指示した場合は、受注者は、その指示に従わなければならない。
 なお、これに要する費用については、別途監督員と受注者との協議し定めるものとする。

1 5. 工事用材料に関する事項

1 5-1 盛土材等

- (1) 盛土工 A に使用する材料は、共通仕様書 2 - 7 - 2 「材料」及び下表に示す規定に適合する材料とする。

項目	材料の品質
	盛土工 A 4
寸法 (mm)	0-80
規格	再生クラッシャーラン

- (2) 盛土工 C 1 に使用する材料は、共通仕様書 2 - 7 - 2 「材料」及び下表に示す規定に適合する材料とする。

項目	材料の品質
	盛土工 C 1
寸法 (mm)	-
規格	現地発生材

- (3) 用排水工凍上抑制材に使用する材料は、共通仕様書 2 - 7 - 2 「材料」及び下表に示す規定に適合する材料とする。

項目	材料の品質	
	用排水工凍上抑制材	
最大寸法 (mm)	40 以下	
凍結融解後の C B R	10 以上	
粒度	切込碎石	75 μ m ふるい通過重量が 4.75mm 通過重量の 15% 以下
	切込砂利	75 μ m ふるい通過重量が 4.75mm 通過重量の 9% 以下

- (4) 盛土工 A、盛土工 C 1、用排水工凍上抑制材及び路床凍上抑制層に使用する材料は、NEXCO 試験法の「土の凍上試験 (試験法 112)」と「JGS0172-2020 凍上性判定のための土の凍上試験方法」の両方を実施し、その試験結果が NEXCO 試験法においては凍結様式 1 で凍上率 5% 未満かつ、JGS 試験法の結果で凍上速度 0.1mm/h 未満の非凍上性の材料とする。

なお、これらの試験に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1 5-2 レディーミクストコンクリート

コンクリート施工管理要領「4 - 6 表一解 4 - 1」に示すアルカリ骨材反応、「4 - 8 表 4 - 2」に示すフレッシュコンクリート及び「4 - 9 表 4 - 3」に示す硬化コンクリートの各試験を生産者等に代行させる場合は、受注者がその試験に立ち会わなければならない。

また、コンクリート施工管理要領「4 - 6 表一解 4 - 1」に示すアルカリ骨材反応の試験において、基準試験時 (基準試験を省略できる場合は、第一回目の定期管理試験時) には、当該試験

の粗骨材及び細骨材の試験試料の採取に必ず受注者が立会い、受注者は、その試料と同じ材料を同量、工事期間中保管するものとする。

なお、東日本高速道路(株)がレディミクストコンクリートの品質を確認するための抜取試験を行う場合は、試料採取等に協力しなければならない。

1 5-3 鋼材の規格証明書について

共通仕様書、施工管理要領に示す鋼材の規格証明書に関しては電子媒体で発行された電子ミルシート等の活用も可能とする。

1 6. 残存物件の処理に関する事項

1 6-1 発生する残存物件と処理方法

本工事で発生する残存物件及び処理方法等は下表のとおりとする。なお、残存物件を引渡す場合は、残存物件調書（様式－6）を提出するとともに、その数量の確認を受けるものとする。

品名	規格等	単位	数量	処理方法	備考
用排水管	P(Po-B)-φ 0.40	m ²	-	発注者に引渡し 引渡し箇所は工事施工箇所	率計上
地下排水	Du-S-φ 0.20	m ²	-	発注者に引渡し 引渡し箇所は工事施工箇所	率計上
ドレーンかご	-	m ²	-	発注者に引渡し 引渡し箇所は工事施工箇所	率計上
防護柵	Gr-A-4E	m	-	発注者に引渡し 引渡し箇所は工事施工箇所	率計上
	Gr-A-2E	m	-		
	Gr-A-4E (S)	m	-		
立入防止柵	FENCE S4 (1) (A)	m	-	発注者に引渡し	率計上
	FENCE Si	m	-	引渡し箇所は工事施工箇所	
防雪柵	A1 (H=6m)	m	-	発注者に引渡し	率計上
	B1 (H=6m)	m	-	引渡し箇所は工事施工箇所	
動物侵入対策	B	m	-	発注者に引渡し	率計上
	C	m	-	引渡し箇所は工事施工箇所	
のり面点検階段	-	m	-	発注者に引渡し 引渡し箇所は工事施工箇所	率計上
手摺	-	m	-	発注者に引渡し 引渡し箇所は工事施工箇所	率計上

なお、引渡し場所への運搬等、数量の確認に要する費用は関連項目の契約単価に含むものとし別途支払いは行わないものとする。

1 6-2 残存物件の売却処分について

監督員の指示により、本特記仕様書 1 6-1 で示した残存物件について受注者による売却処分を追加する場合がある。この場合は、受注者はその指示に従うものとし、残存物件の売却額に

については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

17. 保安に関する事項

17-1 工所用車両の運行速度

一般道の人家連担区域等や高速道路上における運行速度は、法定速度若しくは規制速度を遵守するとともに、過積載の防止等法令を遵守するものとする。

17-2 標識等の設置

共通仕様書1-25-1「安全対策」に規定する安全対策を実施するにあたっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。

また、高速道路本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、危険車両等の誤進入による事故を防止するため、交通規制テープ一部に設置する矢印板においては高輝度反射式、危険車両が接近した際の規制内作業員への警告として用いる警報機付安全旗、大音量電子ホイッスル、交通規制内の工事箇所手前に進入車両強制停止装置等の交通安全対策施設を設置等の措置を講じるものとする。

危険車両対策として実施する高輝度反射式矢印板、進入車両強制停止装置の費用は関係する単価に含むものとし、警報機付安全旗、大音量電子ホイッスルについては諸経費に含むものとする。

また、安全施設について監督員が追加を指示した場合は、その指示に従わなければならない。なお、この場合の費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

17-3 交通保安要員の配置

受注者は、本特記仕様書26-11に示すとおり、交通保安要員を配置しなければならない。

17-4 工事に使用する機械

公称質量21t以上のブルドーザを使用する場合は、ROPS（転倒時保護構造）を装着したブルドーザを使用するものとする。

なお、これに要する費用は諸経費に含むものとし別途支払は行わないものとする。

17-5 転倒防止に関する事項

受注者は、施工基面となる地盤上に25t吊り能力以上の移動式クレーン又は、モンケンを除く杭打機等（基礎工事中用機械の車両系建設機械）を使用する場合にあつては、地盤及び地耐力の確認方法に関する内容を含めた転倒防止対策について、施工計画書を監督員に提出するものとする。

17-6 安全管理の強化

17-6-1 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善すること。

17-6-2 リスクアセスメント

工事の施工内容や施工環境の変化等に応じて、適宜、リスクアセスメントを設定（見直し）し、その結果に基づき、設計条件・施工条件・管理方法に対して必要な対策を講ずること。

また、新たに入所する作業班への引継ぎについても、元請会社がその都度確実に実施すること。

特に、供用道路、鉄道、家屋等に近接する第三者被害を伴う災害リスクが大きい工事や高速道路の規制を伴う工事は、事故発生の影響を考慮して適切なリスク評価を行うこと。

17-6-3 資機材落下防止

特に、道路・鉄道との交差又は近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底すること。

17-6-4 新規入場者教育

新規入場者教育については、下請会社の統制、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、元請会社が確実に実施すること。

17-7 現場内の安全管理

作業計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底すること。

17-8 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

17-8-1 重大事故リスクマネジメントの実施

(1) 定義

工事中の安全の確保については、共通仕様書で規定しているところであるが、このうち下記に掲げる第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

1) 重大事故リスク

定義	項目	内容
定義①	第三者被害が想定される事故	○第三者の死傷事故 ○仮設材（橋梁架設ベント、仮栈橋の部材、足場等）の倒壊・転倒 ○住宅・道路等での近接作業による大型重機等の転倒 ○吊足場からの足場部材・資材の落下 ○資機材運搬時の一般道路等への落下 ○光通信ケーブル等埋設物等の損傷による影響 ○工事に起因した家屋等の倒壊 ○供用路線10m以内で施工する仮設土留工の仮設材等の落下又は転倒

定義	項目	内容
定義②	供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故	○橋桁、足場等の落下等による高速道路本線・交差道路の通行止めの発生及び短時間による通行止め解放が困難となる事で生じる大渋滞 ○供用路線10m以内で施工する仮設土留工の仮設材等の落下又は転倒

(2) 実施手順

実施手順は以下のとおりである。

1) 施工計画書への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について、施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して、施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して、安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達するとともに確実に実施すること。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記 1)、2) で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記 1) 及び 2) の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

(3) その他

重大事故リスクマネジメントの実施に要する費用は、諸経費に含むものとし別途支払いは行わない。

ただし、重大事故リスクマネジメントの結果、設計図書で示す現地条件以外に別途現地調査や技術的な検討が必要となることが明らかとなった場合の費用は、実施方針等も含め別途受発注者間で協議して定めるものとする。

17-9 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

17-9-1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設又は添架されている光通信ケーブル等管路（以下、「光ケーブル等」という。）の損傷事故を防止するために光ケーブル等との近接箇所の工事の施工にあたっては、「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル（令和3年7月）」（以下、「光通信マニュアル」という。）に基づき、万全の措置を講じなければならない。

17-9-2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

- (1) 受注者は、高速道路に埋設されている光ケーブル等の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通

知しなければならない。

- (2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、光通信マニュアルの内容を十分理解し、光ケーブル等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。

また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。

- (3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

17-9-3 光通信ケーブル等損傷事故防止対策に要する費用

光通信ケーブル等損傷事故防止対策に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

ただし、監督員が埋設物に対する試掘等の調査を指示した場合はこれに従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

17-10 保安に関する費用

- (1) 本特記仕様書17-3に要する費用は、単価表の項目で支払いを行うものとする。17-4、5、6、7、8、9に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。
- (2) 受注者は、本特記仕様書26-11の表以外の箇所であっても、必要がある場合は交通保安要員を配置しなければならない。なお、監督員が交通保安要員の配置の変更を指示した場合は、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

18. 環境保全に関する事項

18-1 井戸等の枯渇対策

工事箇所周辺には、飲料水及び水田の灌漑用水のための浅井戸や沢水を利用した簡易水道が存在する可能性があり、これらが工事によって枯渇するおそれがあるので、工事中、受注者はこれらの物件を発見した場合には、直ちに監督員に報告しなければならない。

この場合において監督員が必要と認めて観測及び対策工等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用について必要と認められるときは、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

18-2 自然林の保全

事業用地内の施工箇所の自然林については、工事によってむやみに伐採しないよう仮設計画等の施工計画段階で十分な検討を行い、周辺環境の保全に努めなければならない。

また、工事の施工に支障となる立木がある場合は、監督員に報告しその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

18-3 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械、車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

18-4 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

18-5 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

18-6 汚濁水処理

(1) 構造物掘削等により生ずる汚濁水については、沈砂池を設置するものとし、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとする。

なお、工事中の湧水及び濁水状況等により薬剤による強制沈殿等の特別な対策等が必要であると認められ、監督員がその指示をした場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする。

18-7 環境保全に関する費用

環境保全に関する事項のうち、本特記仕様書18-1に定める観測、対策工等に要する費用以外は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

19. 再生資源及び建設副産物に関する事項

19-1 再生資材の使用

(1) 再生資材は、下表に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。

単価表の項目	再生資材の種類	数量	単位	適用 指針等
盛土工 盛土工 A 4	再生クラッシャーラン (RC-80)	約 380	m ³	
基礎材 B	再生クラッシャーラン (RC-80)	約 135	m ³	
ドレーンかご工 25cm・50cm	再生クラッシャーラン (RC-80)	約 50	m	
裏込め砕石 裏込め砕石	再生クラッシャーラン (RC-40)	約 55	m ³	
基礎工 コンクリート基礎工A (F)	再生クラッシャーラン (RC-40)	約 35	m	
基礎工 コンクリート基礎工B (F)	再生クラッシャーラン (RC-40)	約 120	m	
簡易舗装工 加熱アスファルト表層工A (t=3cm)	表層用再生加熱アスフ ァルト混合物 (13F)	約 480	m ²	舗装再 生便覧

単価表の項目	再生資材の種類	数量	単位	適用 指針等
簡易舗装工 加熱アスファルト基層工A (t=4cm)	基層用再生加熱アスファルト混合物(20)	約 480	m ²	(社)日本道路協会
簡易舗装工 加熱アスファルト安定処理路盤工A (t=5cm)	上層路盤用再生加熱アスファルト混合物	約 530	m ²	
簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t=15cm)	再生クラッシャーラン(RC-40)	約 540	m ²	

(2) 受注者は前項(1)に示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-7)を行うものとする。

なお、照会にあたっては、次の手順で再資源化施設等を選定するものとする。

- イ) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあつては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内(再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内)の再資源化施設とする。
- ロ) 上記範囲内に複数の再資源化施設等がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。

(3) 受注者は前項(1)に示す再生クラッシャーランについて、使用用途に応じた品質が満足されない場合は、監督員へ報告しなければならない。この場合において、監督員が必要であると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

19-2 建設副産物の活用等

(1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、以下のとおりとする。

建設副産物	発生場所	数量	活用方法等
コンクリート塊 (有筋)	コンクリート取壊し工施工箇所	-	再資源化施設へ搬出 (有償)・率計上
コンクリート塊 (無筋)	コンクリート取壊し工施工箇所	-	再資源化施設へ搬出 (有償)・率計上
	既設集水ますの改修箇所	約 2m ³	再資源化施設へ搬出 (有償)
アスファルト・ コンクリート塊	アスファルト舗装版取壊し施工 箇所(As-c含む)	-	再資源化施設へ搬出 (有償)・率計上
	アスファルト縁石取壊し箇所	-	再資源化施設へ搬出 (有償)・率計上
建設発生木材	伐採箇所	-	再資源化施設へ搬出 (有償)・率計上

建設副産物	発生場所	数量	活用方法等
発生土砂			本特記仕様書 6－2 自工区 外盛土場による

(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地

建設副産物	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊（有筋）	古川建設㈱	新得町	受入時間：8：00～16：30 平日（土日祝日は不可） 1 辺 30 cm 以下のもの
コンクリート塊（無筋）	古川建設㈱	新得町	受入時間：8：00～16：30 平日（土日祝日は不可） 1 辺 30 cm 以下のもの
アスファルト・ コンクリート塊	大心技研工業㈱	清水町	受入時間：7：45～16：45（昼休み 12：00～13：00 は不可） なお、冬期間は変更可能性有 平日、祝日（土日は不可）
建設発生木材（伐根材）	古川建設㈱	新得町	受入時間：8：00～16：30 平日（土日祝日は不可） 1 辺 30 cm 以下のもの

記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。

(3) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材は、数量が未確定のため、その費用については監督員と受注者とで、協議し定めるものとする。

19-3 特定建設資材の分別解体当・再資源化等

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年5月31日 法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、下表の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「11 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した下表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかな事情により、予定した条件によりがたい場合は、監督員と協議するものとする。

(1) 分別解体の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (用・排水工)	その他の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
コンクリート塊（有筋）	古川建設(株)	新得町	受入時間：8：00～16：30 平日（土日祝日は不可） 1 辺 30 cm以下のもの
コンクリート塊（無筋）	古川建設(株)	新得町	受入時間：8：00～16：30 平日（土日祝日は不可） 1 辺 30 cm以下のもの
アスファルト・ コンクリート塊	大心技研工業(株)	清水町	受入時間：7：45～16：45（昼休み 12：00～13：00 は不可） なお、冬期間は変更可能性有 平日、祝日（土日は不可）

記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

19-4 再生資材供給量の報告

本特記仕様書19-1(2)による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告(様式-8)し、その指示に従うものとする。

19-5 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。

ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示

した場合、受注者はその指示に従うものとする。

なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

20. 補完検査に関する事項

20-1 補完検査

補完検査とは、しゅん功検査（一部しゅん功検査を含む。以下、この項において「しゅん功検査等」という。）を実施しようとする時期に、現地気象条件等により工事目的物の検査（以下、この項において「現地検査」という。）の実施に支障等が生じることが予想される場合に、しゅん功検査等に先立ち現地検査を行うものをいう。

20-2 補完検査の実施

補完検査は、現地気象条件等により現地検査の実施に支障等が生じることが予想され、しゅん功検査の場合にあっては、共通仕様書1-45-2（1）及び（2）、一部しゅん功検査の場合にあっては共通仕様書1-46-2（1）及び（2）の条件を満たすと監督員が判断し、補完検査の実施について、監督員から受注者に対して協議を行い、受注者が同意した場合に実施できるものとする。

20-3 検査日及び検査員名の通知

監督員は、補完検査の実施について受注者の同意が得られた場合は、補完検査に先立って受注者に対して、検査日及び検査員名を通知するものとする。

この場合において、受注者は、検査に必要な書類、資料及び写真等を整備するとともに、必要な人員及び機材等を準備し、提供しなければならない。

20-4 補完検査の内容

検査員は、監督員及び受注者の立会いの上、工事目的物を対象として契約書類と対比し、工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえのうち現地に於て確認すべき事項の検査を行う。

20-5 設計図書どおり工事が完成していない場合の取扱い

(1) 修補の指示

検査員は、修補の必要があると認めた場合は、受注者に対して、工期末の日（一部しゅん功検査の場合は指定部分の引渡し時期）を期限として、修補の指示を行うことができるものとする。

ただし、受注者がその指示に異議を申し出た場合はこの限りではない。

(2) 修補の完了の確認

検査員が、修補の指示をした場合において、修補の完了の現地確認は監督員が行うものとし、しゅん功検査時にしゅん功検査員に報告の上確認を受けるものとする。

(3) 修補が完了しない場合

検査員が指示した期限の日までに修補が完了しなかった場合には、受注者はしゅん功届又は一部しゅん功届を提出してはならない。この場合、受注者は修補の完了後、監督員に現地確認

を受けた後に、しゅん功届又は一部しゅん功届を提出するものとする。

20-6 補完検査を実施した場合のしゅん功検査

20-6-1 工事しゅん功届、工事一部しゅん功届提出の要件

補完検査を実施した場合は、共通仕様書 1-45-2 「工事しゅん功届提出の要件」、1-46-2 「工事一部しゅん功届提出の要件」に規定する満たすべき要件に下記を追加する。

- ・補完検査において修補の指示を受けた場合は、その修補が完了していること。

20-6-2 しゅん功検査の内容

補完検査を実施した場合は、修補の完了確認等特別な事情がない限り現地検査は行わず、書面にて共通仕様書 1-45-4 「しゅん功検査の内容」、1-46-4 「一部しゅん功検査の内容」に規定する検査を行うものとする。

21. 部分使用に関する事項

21-1 工事の部分使用

共通仕様書 1-49-1 「適用範囲」の規定に基づき、部分使用する箇所及びその使用開始時期は、以下のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
新得 P A ランプ橋 A 1 橋台	令和 10 年 5 月上旬	別途工事の施工のため (橋梁上部工工事)
新得 P A ランプ橋 A 2 橋台	令和 10 年 5 月上旬	別途工事の施工のため (橋梁上部工工事)
仮設防護柵	令和 9 年 6 月中旬	一般の用に供するため
STA. 1149+90～STA. 1164+70 の本線部	令和 11 年 5 月上旬	別途工事の施工のため (舗装工事)
新得 P A 箇所	令和 11 年 5 月上旬	別途工事の施工のため (舗装工事、施設工事)
新得スマート I C 箇所	令和 11 年 5 月上旬	別途工事の施工のため (舗装工事、施設工事)
新得町 (道の駅) 箇所	令和 11 年 5 月上旬	別途工事の施工のため (舗装工事、施設工事)
新得町 (新得スマート I C) 箇所	令和 11 年 5 月上旬	別途工事の施工のため (舗装工事、施設工事)

なお、供用中の高速道路において工事目的物を一般の用に供する場合は、部分使用に先立ち以下のとおり検査を実施するものとする。

(1) 部分使用検査

出来形等に関する工事施工立会い (検査) 願に基づく検査を兼ねるものとする。

(2) 検査実施日時

出来形等に関する工事施工立会い (検査) 願に記載の日時とする。

(3) 検査対象工事目的物

出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の工事目的物とする。

(4) 検査を実施する者

別途通知する監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員のいずれかの者。

2.2. 現場環境改善に関する事項

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

実施する内容については以下のとおりとし、共通仕様書 1-20-1「施工計画書の提出」に規定する施工計画書に具体的な実施方法を記載するものとする。本件に関する費用については、諸経費に含むものとし、別途支払いは行わない。

なお、本件に関する取り組みについては、本特記仕様書 10 に示すカーボンニュートラル推進工事の取り組みとしては認めない。

計上費用	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	緑化・花壇
現場環境改善 （営繕関係）	現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）
現場環境改善 （安全関係）	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）
地方連携	完成予想図 見学会等の開催（イベント等の実施含む）

2.3. 道路構造物点検の実施

受注者は、「保全点検要領 構造物編（令和 8 年 4 月）」（以下「点検要領」という。）及び監督員の指示に従って初期点検を行い、点検カルテ等必要な調書を作成し監督員へ提出しなければならない。

2.3-1 点検の対象

共通仕様書 1-17-3「初期点検」に規定する初期点検の対象構造物は、点検要領 第 1 編 第 4 章「点検の対象構造物」に基づき、橋梁、土工構造物、カルバートとする。

2.3-2 点検方法

点検は、点検要領 第 2 編 第 1 章「初期点検」に基づき行うものとする。

2.3-3 点検結果の記録

点検の結果は、点検要領 第 4 編 第 1 章「点検の記録及び報告」に基づき行うものの他、補修記録、その他監督員が指示する項目など品質の履歴として、引き継ぐ必要のある特記事項を作成・整理し、外観検査の記録として監督員に提出するものとする。

2 3-4 点検に関する費用

点検の実施に要する費用は諸経費に含まれるものとし、別途支払は行わないものとする。

2 4. 三者協議会に関する事項

2 4-1 三者協議会の開催の予定

本工事においては、監督員が受注者及び本工事における次の設計等を実施し成果を納品した者（以下「設計者」という。）と協同して、設計等の理念及び意図に関わる理解を深め、適切な工事目的物の完成に資するよう技術情報の確認及び交換を行うことを目的として、「本工事の品質確保を推進する設計施工協同連絡会議（以下「三者協議会」という。）」を開催することを予定している。

- (1) 新得 P A 及び新得スマート I C の設計に関すること
- (2) 新得 P A ランプ橋の下部工設計に関すること

2 4-2 三者協議会協定書の締結

監督員が前項の工事に係る三者協議会の参加の同意を設計者から得た場合は、受注者は、本特記仕様書別添－ 1 に示す「道東自動車道 新得 P A 工事 三者協議会協定書（案）」に基づき、協定書を締結しなければならない。

2 4-3 三者協議会の開催の決定等

監督員は、協定書の締結後、協定書の条項に基づき、必要の都度、三者協議会の開催を決定するものとする。

受注者は、三者協議会の開催について発注者に協力するとともに、三者協議会による十分な成果を得るための取組みを行うものとする。

2 4-4 三者協議会の開催に要する費用

監督員は、三者協議会の開催に要する費用のうち、会議運営に要する費用及び設計者の三者協議会への出席に要する費用を負担するものとする。

なお、受注者の三者協議会への参加は、共通仕様書 1－ 5 「設計図書の貸与、照査及び使用制限」及び 1－ 1 7 「技術業務」の業務範囲とし、出席に要する費用は受注者の負担とする。

2 5. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有ならびにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 6 . 工事細部に関する事項

2 6 - 1 施工計画書

共通仕様書 1 - 2 0 - 1 「施工計画書の提出」に次を追加する。

光通信ケーブル等損傷事故防止の対策

2 6 - 2 施工時間帯による単価表の表記区分

単価表の項目末尾名称に、施工時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

施工時間	単価表の項目末尾の表記	摘要
夜間作業	(Y)	本特記仕様書 8 - 5 に示す作業時間をいう
昼間作業	無表記	上記以外

2 6 - 3 土工

2 6 - 3 - 1 道路掘削 客土掘削 捨土掘削

(1) 種別

道路掘削、客土掘削、捨土掘削の項目の種別は、共通仕様書 2 - 6 - 1 「定義」に示す他、次表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
道路掘削 土砂 A	1) 本線掘削箇所、新得 P A 掘削箇所、新得スマート I C 掘削箇所、新得町（道の駅）掘削箇所、新得町（新得スマート I C）掘削箇所における土砂の掘削、積込み 2) 下記盛土箇所への運搬、敷均し、締固め ・本線盛土箇所路体部、下部路床部（凍上抑制箇所）及び上部路床部（凍上抑制箇所）。 ・新得 P A 盛土箇所路体部、下部路床部（凍上抑制箇所）及び上部路床部（凍上抑制箇所）。 ・新得スマート I C 盛土箇所路体部、下部路床部（凍上抑制箇所）及び上部路床部（凍上抑制箇所）。 ・新得町（道の駅）盛土箇所路体部。 ・新得町（新得スマート I C）盛土箇所路体部。 ・橋梁下部工埋戻し部。 ・C-B o x 盛土箇所路体部 3) 含水量の調節
道路掘削 軟岩 A	1) 本線掘削箇所における軟岩の掘削、積込み 2) 下記盛土箇所への運搬、敷均し、締固め ・橋梁下部工裏込め部。 ・C-B o x 裏込め部。 3) 含水量の調節
客土掘削 土砂 A	1) 新得土取場における土砂の掘削、積込み 2) 下記盛土箇所への運搬、敷均し、締固め ・本線盛土箇所下部路床部 ・新得 P A 盛土箇所路体部及び下部路床部。 ・新得スマート I C 盛土箇所下部路床部。 3) 含水量の調節

単価表の項目	区分内容
捨土掘削 土砂（表土） A	1) 本線掘削箇所、新得 P A 掘削箇所、新得スマート I C 掘削箇所、新得町（道の駅）掘削箇所、新得町（新得スマート I C）掘削箇所における土砂（表土）の掘削、積込み 2) 道道盛土場への運搬
捨土掘削 土砂 A	1) 本線掘削箇所、新得 P A 掘削箇所、新得スマート I C 掘削箇所における土砂の掘削、積込み 2) 道道盛土場、新得町（道の駅）、盛土場への運搬
捨土掘削 軟岩 A	1) 本線掘削箇所、新得 P A 掘削箇所における軟岩の掘削、積込み 2) 道道盛土場への運搬

※区分内容に記載する土砂及び軟岩の積算上の土質区分は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
道路掘削 土砂 A	土砂 B、土砂 F 相当
道路掘削 軟岩 A	軟岩 C 相当
客土掘削 土砂 A	土砂 B 相当
捨土掘削 土砂（表土） A	土砂 E 相当
捨土掘削 土砂 A	土砂 B、土砂 F 相当
捨土掘削 軟岩 A	軟岩 C 相当

(2) 数量の検測

客土掘削 土砂 A の数量の検測は、盛土の設計数量（m³）で行うものとする。

2 6-3-2 盛土工

(1) 種別

盛土工の単価表の項目の種別は、以下のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
盛土工 盛土工 A 4	1) 町道広内 2 号線の凍上抑制層部分への購入材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節
盛土工 盛土工 C 1	1) 新得町（道の駅・新得スマート I C）盛土箇所下部路床部、下部路床部（凍上抑制箇所）及び上部路床部（凍上抑制箇所）への現地発生材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節
盛土工 盛土工 C 2	1) 新得町（道の駅・新得スマート I C）盛土箇所路体部への現地発生材の敷均し、締固め 2) 含水量の調節

(2) 施工

盛土工の施工は、共通仕様書 2-7 「盛土工」の規定によるものとする。なお、盛土工 A 4 は共通仕様書 2-7-4 「モデル施工」を省略することとする。

(3) 材料

盛土工に使用する材料は、本特記仕様書 1 5-1 「盛土材等」の規定によるものとする。また、盛土工 C 1、C 2 に使用する材料には、新得町（道の駅）盛土場に運搬された現地発生材を用いるものとする。

(4) 支払

共通仕様書 2-7-8 「支払」に次の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
2- (5)	盛土工	
	盛土工 A 4	m ³
	盛土工 C 1	m ³
	盛土工 C 2	m ³

2 6-3-3 構造物掘削

(1) 種別

構造物掘削の単価表の項目の種別は、共通仕様書 2-8-1 「定義」に示す他、以下のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
構造物掘削 普通部	1) 構造物の基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 道道盛土場への運搬 4) 水替
構造物掘削 特殊部 A	1) 新得 P A ランプ橋 (A 1 橋台) 施工箇所において土留め工 (自立式) の設置、基礎地盤の土砂の掘削 2) 掘削箇所における積込み 3) 道道盛土場への運搬 4) 水替

※区分内容に記載する土砂及び軟岩の積算上の土質区分は次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
構造物掘削 普通部	土砂 B、土砂 F 相当
構造物掘削 特殊部 A	土砂 B、土砂 F 相当

(2) 土留め工に適用すべき諸基準

- ・ (社) 土木学会 トンネル標準示方書 [共通編] ・ 同解説 / [開削工法編] ・ 同解説 (2016 年制定) (以下、開削工法編という。)

(3) 土留め工の種別

構造物掘削特殊部で施工する土留め工の種別は、以下のとおりである。

単価表の 項目	工法		支保 形式	鋼矢板 規格	数量 (枚)	矢板 長さ (m)	継杭 箇所	備考
	打込み	引抜き						
構造物掘削 特殊部 A	硬質地盤 クリア工 法	油圧式圧 入引抜工 法	自立式	普通鋼 矢板 IV型	62	8.5	-	リース品 (6 ヶ月)

(4) 土留め工の材料及び施工

土留め工に使用する材料は設計図書に示すものの他、土工施工管理要領に記載されている内容に適合するものでなくてはならない。

また、施工は開削工法編の関連する項目に記載の内容をよく理解し、現地の条件や築造する橋梁下部工の施工方法との関連を考慮して、工程の各段階において十分に安全が保たれるよう

な施工計画を立案し、これに基づいて安全に施工しなければならない。

(5) 現地の地盤状況や湧水状況により土留め壁の打込みや引抜きが困難な場合や現地の状況に適していない場合には土留壁打込みの工法や土留め壁の種別、引抜きの工法を変更する場合がある。

(6) 構造物掘削において、1～2台程度の通常のポンプ排水で処理することができない著しい湧水により排水施設、法面对策工等の対策が必要と認められ、監督員が工法等の変更を指示した場合、受注者は、その指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(7) 共通仕様書 2-8-3「掘削土の処理」に規定する不良土が発生した場合は、監督員に報告し、その指示に従うものとする。なお、これに要する費用は監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(8) 平板載荷試験

平板載荷試験の実施箇所は下表のとおりとする。なお、これに要する費用については関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

実施箇所	内容
新得 P A ランプ橋 A 1 橋台の掘削床付面	地盤支持力の確認
新得 P A ランプ橋 A 2 橋台の掘削床付面	地盤支持力の確認
A 1 ランプ C-B x の掘削床付面	地盤支持力の確認
新得 P A ランプ橋 A 1 橋台における L 型擁壁の掘削床付面	地盤支持力の確認
新得 P A ランプ橋 A 2 橋台における L 型擁壁の掘削床付面	地盤支持力の確認

(9) 支払

共通仕様書 2-8-11「支払」に下記の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
2- (6)	構造物掘削	
	特殊部 A	m ³

2 6-4 のり面工

2 6-4-1 張芝工

(1) 材料

張芝 B に使用する芝はロール芝とする。

(2) 施工

張芝 B の施工は、造園施工管理要領 2-9-2「張芝工の施工」に従って、芝片の長手をのり面に対して垂直方向にべた張りするものとする。

2 6-4-2 種散布工

(1) 材料

共通仕様書 4-7-2 「材料」に規定する種散布工の種子の種類及び使用量は、次の通りとする。

なお、種子の種類及び使用量の変更を指示した場合であっても、軽微な場合は契約単価の変更は行わないものとする。

品種	使用量（1 m ² 当たり）	摘要
ケンタッキーブルーグラス	2.5g	
クリーピングレッドフェスク	5.0g	
チモシー	1.5g	

2 6-4-3 植生基材吹付工

(1) 材料

共通仕様書 4-9-4 「材料」に規定する植生基材吹付工の種子及び使用量は、次のとおりとする。

なお、種子の種類及び使用量の変更を指示した場合であっても、軽微な場合は契約単価の変更は行わないものとする。

品種	使用量（1 m ² 当たり）	摘要
ケンタッキーブルーグラス	2.5g	
クリーピングレッドフェスク	5.0g	
チモシー	1.5g	

2 6-4-4 ドレーンかご工

(1) 定義

ドレーンかご工とは、設計図書及び監督の指示に従って、ドレーンかごに中詰砕石を詰め、構造物と盛土接点部に設置するものをいう。

(2) 材料

ドレーンかご工に使用する材料は、以下のとおりとする。

材料	規格・寸法	摘要
ドレーンかご	JIS A 5513（じゃかご）の規格に適合、またはこれと同等以上のものとする	線径：φ2.6 mm 網目：50 mm
中詰材	再生砕石（RC-80）とし、極端に扁平な石、細長い石片有機物を有害量含まないものとする	購入材
吸出防止材	不織布を使用するものとする	25 cm・50 cm

(3) 施工

ドレーンかご工の設置にあたっては、設計図書及び監督員の指示に従って、床ごしらえの割付をして、かご頭の位置を定め布設した後、のり肩及びのり尻が扁平にならないように、中詰砕石を十分充てんし、所定の断面形状に仕上げなければならない。

(4) 数量の検測

ドレーンかご工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

(5) 支払

ドレーンかご工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うドレーンかごの組立、据付、中詰材の充てん、吸出防止材の設置等ドレーンかご工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を除くすべての費用を含むものとする。

単価表の項目	検測の単位
特一 (1) ドレーンかご工 2 5 cm ・ 5 0 cm	m

2 6 - 4 - 5 コンクリートブロック積工

(1) 種別

コンクリートブロック積工の単価表の項目の種別は、共通仕様書 4 - 1 7 - 2 「種別」に示す他、以下のとおりとする。

単価表の項目	区分内容
コンクリートブロック積工 コンクリートブロック積み（練）控 3 5 cm	コンクリートブロック（JIS A5371 附属書 4 の規格に適合するもの）を使用したブロック積みのうちブロックの表面が粗面のものを施工することをいう

2 6 - 4 - 6 基礎工

(1) 種別

基礎工の単価表の項目の種別は、共通仕様書 4 - 2 0 - 1 「定義」に示す他、以下のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
基礎工 コンクリート基礎工 A (F)	コンクリートブロック積の基礎工（基礎材有り）をいう (35 cm×55 cm、基礎碎石厚 10 cm)	
基礎工 コンクリート基礎工 B (F)	コンクリート枠の基礎工（基礎材有り）をいう (30 cm×30 cm、基礎碎石厚 10 cm)	

(2) 支払

共通仕様書 4 - 2 0 - 5 「支払」に下記の項目を追加する。

単価表の項目	検測の単位
4 - (17) 基礎工	
コンクリート基礎工 A (F)	m
コンクリート基礎工 B (F)	m

2 6-5 用排水構造物工

2 6-5-1 用排水溝

(1) 種別

共通仕様書 5-4 「用排水構造物工」に規定する用排水溝の種別に下記を追加する。

単価表の項目	内容
D v - P (P o) ϕ D	高密度ポリエチレン管タテ溝
P - B x ・ a ・ b	プレキャストボックスカルバート

(2) 支払

共通仕様書 5-4-5 「支払」に下記の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
5- (1)	用排水溝	
	D v - P (P o) ϕ D	m
	P - B x ・ a ・ b	m

2 6-5-2 用排水管

(1) 種別

共通仕様書 5-4 「用排水構造物工」に規定する用排水管の種別に下記を追加する。

単価表の項目	区分内容
P (P o - B) ϕ D (S d - B) - A	高密度ポリエチレン管 (半溝型 B 型基礎) 施工箇所において土留め工 (自立式) を設置して、新設用排水管の設置を行うもの
P (P o - B) ϕ D (S d - B) - B	高密度ポリエチレン管 (半溝型 B 型基礎) 施工箇所において土留め工 (自立式) を設置して、既設地下排水管の撤去及び新設用排水管の設置を行うもの

(2) 土留め工の種別

用排水管で施工する土留め工の種別は、以下のとおりである。

単価表の項目	工法		支保形式	鋼矢板規格	数量 (枚)	矢板長さ (m)	継杭箇所	備考
	打込み	引抜き						
P (P o - B) ϕ D (S d - B) - A	硬質地盤クリア工法	油圧式圧入引抜工法	自立式	普通鋼矢板Ⅲ型	18	8.0	-	リース品 (1 ヶ月)
P (P o - B) ϕ D (S d - B) - B	硬質地盤クリア工法	油圧式圧入引抜工法	自立式	普通鋼矢板Ⅲ型	188	7.5	-	リース品 (2 ヶ月)

(3) 土留め工の材料及び施工

土留め工に使用する材料は設計図書に示すものの他、土工施工管理要領に記載されている内容に適合するものでなくてはならない。

また、施工は開削工法編の関連する項目に記載の内容をよく理解し、現地の条件や築造する用排水管の施工方法との関連を考慮して、工程の各段階において十分に安全が保たれるような施工計画を立案し、これに基づいて安全に施工しなければならない。

- (4) 現地の地盤状況や湧水状況により土留め壁の打込みや引抜きが困難な場合や現地の状況に適していない場合には土留壁打込みの工法や土留め壁の種別、引抜きの工法を変更する場合がある。
- (5) 用排水管で発生する構造物掘削において、1～2台程度の通常のポンプ排水で処理することができない著しい湧水により排水施設、法面对策工等の対策が必要と認められ、監督員が工法等の変更を支持した場合、受注者は、その指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(6) 支払

共通仕様書 5-4-5 「支払」に下記の項目を追加する。

用排水管 P (P o-B) φ D (S d-B) -A 及び P (P o-B) φ D (S d-B) -B の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う土留の設置、掘削、基礎の施工、コンクリート製品の設置、埋戻し、締固め、接合部又は取付部の施工、土留の撤去等用排水管 P (P o-B) φ D (S d-B) -A 及び P (P o-B) φ D (S d-B) -B の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
5- (2)	用排水管	
	P (P o-B) φ D (S d-B) -A	m
	P (P o-B) φ D (S d-B) -B	m

2 6-5-3 集水ます

(1) 集水ますの種別

共通仕様書 5-4 「用排水構造物工」に規定する集水ますの種別に下記を追加する。

単価表の項目	設計図書に示す記号	標準コンクリート量又は用途
T y p e L	Dc-S-0.80-0.80-2.25、Dc-S-0.80-0.80-2.45 Dc [^] (Sp)-1.30-1.30-1.15 Dc [^] (Sp)-1.50-1.50-1.15 Dc [^] (Sp)-1.30-1.30-1.50 Dc [^] (Sp)-1.30-1.30-1.60	2.67～3.56m ³
T y p e M	Dc-S-1.00-1.00-2.60、Dc-S-1.00-1.00-2.70 Dc [^] (Sp)-1.80-1.80-1.40	4.52～5.62m ³
T y p e N	Dc [^] (Sp)-0.80-13.15-1.00(F)	6.47m ³
T y p e O	Dc [^] (Sp)-1.70-13.15-1.00(F)	10.11m ³
T y p e P	Dc-S-0.80-0.80-2.25 (改修) -A Dc-S-0.80-0.80-2.30 (改修) -B Dc-S-1.00-1.00-2.70 (改修) -B-1	0.06m ³
T y p e Q	Dc-S-0.80-0.80-2.25 (改修) -C Dc-S-0.80-0.80-2.35 (改修) -A Dc-S-0.80-0.80-2.35 (改修) -B Dc-S-1.00-1.00-2.70 (改修) -C	0.36～0.56m ³

単価表の項目	設計図書に示す記号	標準コンクリート量又は用途
T y p e R	Dc-S-0.80-0.80-2.25 (改修) -D Dc-S-0.80-0.80-2.25 (改修) -E	0.06m ³
T y p e S	Dc-S-0.80-0.80-2.30 (改修) -A	0.36m ³
T y p e T	Dc-S-0.80-0.80-3.25 (改修) -A	-
T y p e U	Dc-S-1.00-1.00-2.70 (改修) -B-2	0.42m ³
T y p e V	Dc-S-1.00-1.00-2.70 (改修) -D	0.23m ³
T y p e W	Dc-S-0.80-0.80-2.25-A	2.78m ³
T y p e X	Dc-S-0.80-0.80-2.45-A-1	3.00m ³
T y p e Y	Dc-S-0.80-0.80-2.45-A-2	3.00m ³
T y p e Z	Dc-S-1.00-1.00-2.70-A	6.12m ³

(2) 土留め工の種別

集水ますで施工する土留め工の種別は、以下のとおりである。

単価表の項目	工法		支保形式	鋼矢板規格	数量(枚)	矢板長さ(m)	継杭箇所	備考
	打込み	引抜き						
集水ます T y p e W	硬質地盤 クリア工法	油圧式圧入 引抜き工法	自立式	普通鋼 矢板Ⅲ型	8	7.5	-	リース品 (2ヶ月)
集水ます T y p e X	硬質地盤 クリア工法	油圧式圧入 引抜き工法	自立式	普通鋼 矢板Ⅲ型	13	7.5	-	リース品 (1ヶ月)
集水ます T y p e Y	硬質地盤 クリア工法	油圧式圧入 引抜き工法	自立式	普通鋼 矢板Ⅲ型	3	7.5	-	リース品 (2ヶ月)
集水ます T y p e Z	硬質地盤 クリア工法	油圧式圧入 引抜き工法	自立式	普通鋼 矢板Ⅲ型	11	7.0	-	リース品 (1ヶ月)

(3) 現地の地盤状況や湧水状況により土留め壁の打込みや引抜きが困難な場合や現地の状況に適していない場合には土留壁打込みの工法や土留め壁の種別、引抜きの工法を変更する場合がある。

(4) 集水ますで発生する構造物掘削において、1～2台程度の通常のポンプ排水で処理することができない著しい湧水により排水施設、法面対策工等の対策が必要と認められ、監督員が工法等の変更を支持した場合、受注者は、その指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(5) 支払

共通仕様書 5-4-5 「支払」に下記の項目を追加する。

- 1) 集水ます T y p e P 及び T y p e V の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設集水ますの削孔、排水管の接続、型枠の設置、防護コンクリートの打込み、モルタル充填、既設排水管の閉塞、廃材処理等集水ます T y p e P 及び T y p e V の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を除く

すべての費用を含むものとする。

- 2) 集水ます T y p e Qの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削、コンクリートのはつり、山形鋼の設置、閉塞蓋の設置、埋戻し、締固め、廃材処理等集水ます T y p e Qの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を除くすべての費用を含むものとする。
- 3) 集水ます T y p e Rの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設集水ますの削孔、排水管の接続、型枠の設置、防護コンクリートの打込み、モルタル充填、廃材処理等集水ます T y p e Rの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を除くすべての費用を含むものとする。
- 4) 集水ます T y p e Sの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削、コンクリートのはつり、既設集水ますの削孔、排水管の接続、型枠の設置、防護コンクリートの打込み、モルタル充填、山形鋼の設置、閉塞蓋の設置、埋戻し、締固め、廃材処理等集水ます T y p e Sの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を除くすべての費用を含むものとする。
- 5) 集水ます T y p e Tの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリートのはつり、排水溝の接続、廃材処理等集水ます T y p e Tの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を除くすべての費用を含むものとする。
- 6) 集水ます T y p e Uの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う掘削、コンクリートのはつり、既設集水ますの削孔、排水管の接続、型枠の設置、防護コンクリートの打込み、モルタル充填、既設排水管の閉塞、山形鋼の設置、閉塞蓋の設置、埋戻し、締固め、廃材処理等集水ます T y p e Uの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を除くすべての費用を含むものとする。
- 7) 集水ます T y p e W、T y p e X、T y p e Y及びT y p e Zの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う土留の設置、掘削、コンクリート製品の設置、埋戻し、締固め、土留の撤去等集水ます T y p e Y及びT y p e Zの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
5－(3)	集水ます	
	T y p e L	箇所
	T y p e M	箇所
	T y p e N	箇所
	T y p e O	箇所

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
T y p e P	箇所
T y p e Q	箇所
T y p e R	箇所
T y p e S	箇所
T y p e T	箇所
T y p e U	箇所
T y p e V	箇所
T y p e W	箇所
T y p e X	箇所
T y p e Y	箇所
T y p e Z	箇所

2 6-5-4 油水分離ます

(1) 定義

油水分離ますとは、路面に流出した油類を分離させる機能を有した集水ますを設置するものである。

(2) 種別

共通仕様書 5-4 「用排水構造物工」に規定する油水分離ますの種別に下記を追加する。

単価表の項目	設計図書に示す記号	備考
A	Dco (B) 1.00-3.30-1.30-1.30	処理能力 10L/s
B	Dco (E) 1.00-3.30-1.30	処理能力 10L/s
C	Dco (M) ϕ 1.80-2.40	処理能力 18L/s
D	Dco (M) ϕ 1.80-3.30	処理能力 18L/s

(3) 支払

共通仕様書 5-4-5 「支払」に下記の項目を追加する。

<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
5- (9) 油水分離ます	
A	箇所
B	箇所
C	箇所
D	箇所

2 6-5-5 鋼製ふた工

(1) 定義

鋼製ふた工とは、設計図書及び監督員の指示により集水ますに鋼製のふたを設置することをいう。

(2) 材料

鋼製ふたは溶融亜鉛めっき（JIS H 8641 HDZT77）とし、くさりの材質は SUS304 を用いるものとする。

SUS 材と SS 材の接触部分は塗装やゴムを用いて接触部分の腐食防止を行うこととする。

(3) 施工

鋼製ふた工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従って適切に施工するものとする。

(4) 数量の検測

鋼製ふた工の数量の検測は、設計数量 (kg) で行うものとする。

(5) 支払

鋼製ふた工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 kg 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う鋼製ふたの製作、布設等鋼製ふた工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (2)	鋼製ふた工	
	A	kg

2 6-6 カルバート工

2 6-6-1 鉄筋コンクリートカルバート継目工

(1) 種別

継目工の単価表の項目の種別は共通仕様書 6-3-4 「継目工の種別」に示す他、以下のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
継目工 I 型	新設ボックスカルバートにおいて、止水版 A 及び目地材を使用して継目を施工した後、ボックスカルバート内空側の目地材を撤去するもの	
継目工 防水シート	新設ボックスカルバート同士の接続部において、頂版部継目の外側にゴム系防水シート（厚さ 2mm 程度）を幅 1 m の範囲に貼りつけるもの	接着工法

(2) 支払

共通仕様書 6-3-6 「支払」に下記の項目を追加する。

継目工 防水シートの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m 当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う防水シートの貼付け等継目工 防水シートの施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費を除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
6- (1)	継目工 防水シート	m

26-7 コンクリート構造物工

26-7-1 鉄筋工

(1) 種別

鉄筋工の単価表の項目の種別は共通仕様書 8-4-2 「鉄筋の種別」に示す他、以下のとおりとする。

単価表の項目	使用箇所	継手の種類	備考
A 1	鉄筋コンクリート構造物のうち、 新得PAランプ橋橋梁下部構造 (A 1 橋台、A 2 橋台)	重ね継手	SD 3 4 5 エポキシ樹脂塗装鉄筋
C 1	鉄筋コンクリート構造物のうち、 新得PAランプ橋橋梁下部構造 (A 1 橋台、A 2 橋台)	機械式鉄筋 定着	SD 3 4 5 エポキシ樹脂塗装鉄筋

(2) 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準は共通仕様書 8-4-3 「適用すべき諸基準」に示す他、次のとおりとする。

- ・(社) 土木学会 コンクリート標準示方書【規準編】
- ・(社) 土木学会 コンクリートライブラリー112 号～エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針[改訂版]

(3) 材料

材料は、共通仕様書 8-4-4 「材料」に示す他、土木学会 コンクリート標準示方書【規準編】の「2. エポキシ樹脂塗装鉄筋品質規格 (JSCE-E102-2013)」に適合するものでなければならない。

(4) 支払

共通仕様書 8-4-7 「支払」に下記の項目を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
8- (3)	鉄筋工	
	A 1	t
	C 1	t

26-8 造園工

26-8-1 マルチング工

(1) 種別

マルチング工の単価表の項目の種別は、共通仕様書 14-6-7 「種別」に示す他、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	図面に示す記号
シートマルチング (ロール) Type E	のり面小段に設置するもの	SMR-E
シートマルチング (ロール) Type F	のり面小段に設置するもの	SMR-F

2 6-9 凍上対策工

(1) 定義

凍上対策工とは、設計図書及び監督員の指示によりボックスカルバート背面側壁部に断熱材を設置し、凍上対策を行うことをいう。

(2) 材料

凍上対策工に使用する材料は、設計図書及び監督員の指示による他、下記の規定のとおりとする。

項目	試験項目	試験方法	規格値	備考
押出ポリスチレンフォーム保温板 (XPS) 1 種 b	熱伝導率	JIS A 9511	0.040W/m・k 以下	
	圧縮強さ	JIS A 9511	16N/cm ² 以上	
	曲げ強さ	JIS A 9511	20N/cm ² 以上	
	吸水量	JIS A 9511	0.01g/100cm ² 以下	
裏面排水材	耐圧温度	JHS711	圧縮率 20%時の 75KN/m ² 以上	
	通水能力	-	導水勾配 1/20 とした時 100 cm ² /sec 以上	

(3) 施工

凍上対策工の施工は、設計図書及び監督員の指示によるものとする。

(4) 数量の検測

凍上対策工の数量の検測は、設計数量 (m²) で行うものとする。

(5) 支払

凍上対策工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ 1 m²当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う断熱材、防護合板、裏面排水材、シーリング材の設置等凍上対策工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (3)	凍上対策工	
	A	m ²

26-10 遮音壁及び雑工

26-10-1 簡易舗装工

(1) 材料

簡易舗装工で使用する材料は、共通仕様書 18-5-2 「材料」に規定する他、次のとおりとする。なお、a は各路盤工の厚さを示す。

単価表の項目	区分内容
簡易舗装工 加熱アスファルト表層工 A (t = a cm)	再生密粒度アスファルト混合物 (13F)
簡易舗装工 加熱アスファルト基層工 A (t = a cm)	再生粗粒度アスファルト混合物 (20F)
簡易舗装工 加熱アスファルト安定処理路盤工 A (t = a cm)	再生アスファルト安定処理路盤材
簡易舗装工 切込碎石路盤工 (t = a cm)	共通仕様書 18-5-2 (3) に規定される 再生クラッシャーラン (RC-40)

(2) 支払

共通仕様書 18-5-5 「支払」に下記の項目を追加する。

単価表の項目	検測の単位
18- (3) 簡易舗装工	
加熱アスファルト表層工 A (t = a cm)	m ²
加熱アスファルト基層工 A (t = a cm)	m ²
加熱アスファルト安定処理路盤工 A (t = a cm)	m ²
切込碎石路盤工 (t = a cm)	m ²
注) 上記の a は仕上がり厚 (cm) を示す。	

26-10-2 縁石工

(1) 材料

共通仕様書 18-6-2 (1) 「材料」は、以下のとおりとする。

1) 骨材

アスファルト縁石に使用する骨材は、共通仕様書第 13 章に規定する材料とし、次の粒度範囲に入らなければならない。

ふるい名称 (mm)	5	2.5	0.6	0.3	0.15	0.075
通過重量百分率 (%)	71~100	55~100	30~70	20~55	7~35	4~20

2) アスファルト縁石のアスファルト混合物に使用する瀝青材は、共通仕様書第 13 章の規定を適用するものとする。

アスファルト縁石下面のタックコートに使用する瀝青材は、共通仕様書第 13 章の規定を適用するものとする。

3) アスファルト縁石の混合物

アスファルト縁石の混合物の標準配合は、次のとおりとする。

項目	碎石 (5~25 mm)	スクリーニングス	砂	石粉	アスファルト
配合率 (%)	10	45	38	7	8

2 6 - 1 1 交通保安要員

共通仕様書 1 9 - 4 「交通保安要員」に下記を追加する。

(1) 種別

共通仕様書 1 9 - 4 - 2 「種別」に規定する配置場所、配置人数、配置時間及び期間については下表のとおりとする。

単価表の項目	配置場所	配置人数	交代要員の有無	配置時間※	備考
交通誘導警備員 B	町道広内 2 号線・下り線側工事用道路出入口接続部	1 人	無	8 : 30 ~ 16 : 30	本体工事休憩時間中は配置不要
交通誘導警備員 B (Y)	道東自動車道 トマム IC ~ 十勝清水 IC	1 人	無	23 : 00 ~ 翌 4 : 00	本体工事休憩時間中は配置不要

※上表の配置時間は、作業時間とする。

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所及び配置時間が大幅に変更となった場合は、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通保安要員計画について

受注者は、業務を遂行するに十分な能力を有する交通保安要員を配置するものとし、あらかじめ氏名、経歴及び有資格情報等を記載した名簿を作成し、監督員に提出するものとする。なお、交通保安要員を変更又は追加した場合は、速やかに名簿を作成し、監督員に提出するものとする。

(3) 交通保安要員実施報告書の提出時期について

受注者は、共通仕様書 1 9 - 4 - 3 「交通保安要員計画」に規定する交通保安要員実施報告書を翌月上旬までに監督員に提出するものとする。

2 6 - 1 2 仮設防護柵工

(1) 定義

仮設防護柵工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、仮設防護柵を設置するものをいう。

(2) 種別

仮設防護柵工の単価表の項目の種別は、以下のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	備考
仮設防護柵工 設置工 A (Y)	H 鋼基礎仮設ガードレールを設置するもの	
仮設防護柵工 存置工 A	仮設防護柵工 設置工 A (Y) の供用日当たりの賃料をいう	リース品 (31 ヶ月)
仮設防護柵工 設置工 B (Y)	ポリエチレン製仮設防護柵を設置するもの	購入品
仮設防護柵工 衝突緩衝材 A (Y)	クッションドラムを設置するもの	

(3) 材料

仮設防護柵工の材料は、以下のとおりとする。

単価表の項目	材料・名称	内容	備考
仮設防護柵工 設置工 A (Y)	H型鋼連続基礎	H300×300×10×15×4000	
	鋼製防護柵	A種 支柱間隔@2m	
	視線誘導標	設置間隔@25m	
仮設防護柵工 設置工 B (Y)	赤白ブロック (ウォーターバリケード)	1,500×800×450 ポリエチレン	
仮設防護柵工 衝突緩衝材 A (Y)	クッションドラム	φ580、H=820 ポリエチレン (市松模様)	

※ウォーターバリケード及びクッションドラム内の充填材は不凍液とする。

(4) 施工

仮設防護柵工の施工は、設計図書及び監督員の指示に従い施工するものとする。また、設置の際は、一般通行車両等の安全に十分に配慮し最新の注意を払って施工しなければならない。

なお、設置後、監督員が仮設防護柵工の移動、運搬を指示した場合は、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

(5) 数量の検測

仮設防護柵工の数量の検測は、設計数量 (m、m・月、基) で行うものとする。

(6) 支払

仮設防護柵工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1m、1m・月、1基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う仮設防護柵工の材料の調達、運搬・設置、衝突緩衝材の設置等仮設防護柵工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (4)	仮設防護柵工	
	設置工 A (Y)	m
	存置工 A	m・月
	設置工 B (Y)	m
	衝突緩衝材 A (Y)	基

2 6 - 1 3 除雪工

(1) 定義

除雪工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、冬期間の施工及び進入路確保のために必要な工事用施工ヤード及び道路の除雪にかかる作業機械の拘束及び除雪作業を行うものをいう。

(2) 種別

除雪工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	摘要
除雪工 機械拘束A	冬期施工に関連する工種の施工に伴い設計図書で指定する工事用施工ヤード及び道路の除雪作業を行うために必要な作業機械について拘束することをいう。 【機械拘束の構成】 ・ホイール式トラクタショベル（バケット容量1.0m ³ 型マルチプラウ）1台	
除雪工 除雪作業A	冬期施工に関連する工種の施工に伴い設計図書で指定する工事用施工ヤード及び道路の除雪作業を機械拘束Aで拘束した機械で行うことをいう。 【作業にかかる人員】 ・運転手（特殊）1名	

(3) 施工

- 1) 機械拘束Aの拘束期間は、毎年12月から翌年の4月までを想定しているが、降雪状況により、監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- 2) 受注者は日々の除雪に要した人員及び機械の稼働時間について、監督員に報告を行うものとする。
- 3) 降雪量が多い等の理由から、除雪作業で工事用道路の通行の確保が困難で運搬排雪が必要な場合には、監督員に報告し、その指示に従うものとする。これに要する費用は監督員と受注者との協議し定めるものとする。
- 4) 3)と同様に、本特記仕様書26-13(2)種別での、人員及び機械の構成で除雪作業の実施が困難で、編成の見直しが必要な場合には、監督員に報告し、その指示に従うものとする。これに要する費用は監督員と受注者との協議し定めるものとする。

(4) 数量の検測

除雪工の数量の検測は、拘束日数（台・日）又は作業時間（h）で行うものとする。

(5) 支払

- 1) 機械拘束Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1台・日当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、機械拘束にかかる供用日当りの機械損料等機械拘束Aに要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。
- 2) 除雪作業Aの支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1h当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、除雪作業にかかる作業機械の運転時間当り損料及び燃料費、作業機械の運転にかかる労力等除雪作業Aに要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一(5)	除雪工	
	機械拘束A	台・日
	除雪作業A	h

26-14 率計上工事に関する事項

26-14-1 率計上工事

(1) 目的及び契約方法

率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分についての見積りについては、当初契約において一式として契約する。特記仕様書26-14(2)に示す率計上の考え方にに基づき算出するものとする。

(2) 当初契約金額

当初契約は、率計上に用いる単価表の項目は諸経費①による項目のうち、単価表の番号（1～104）の金額合計に対して18%を一式計上するものとする。金額の記載にあたっては、有効数字5ケタとし、有効数字6ケタ目を切り捨てとする。

また、10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。提出した単価表が特記仕様書に示す率計上工事の見積り方法に基づき算出されていない場合、単価協議により単価表を修正するものとする。

なお、契約締結後、率計上部分の対象項目については現地照査に基づき契約内容が確定した段階で契約書第19条に基づき変更を行うものとする。

また、率計上項目及び概算数量については、設計図書における率計上工事に関する契約参考図書に示し、参考として取り扱うものとする。

(3) 種別

率計上工事の種別は、契約参考図書及び数量総括表によるものとする。

(4) 変更契約について

「特一(6) 率計上工事に関する事項」の単価表の項目の新単価算出にあつては、単価表の項目を上限とせずに契約変更を行うものとする。

(5) 率計上工事対象項目

率計上工事とは、契約参考図書及び数量総括表に基づき、本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全てについて率計上の対象としている。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一(6)	率計上工事に関する事項	式

27. 割掛対象表の項目に示す工事の内容

割掛項目対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章総則「表1－3 割掛対象表の項目に示す工事の内容」によるほか、次のとおりとする。

なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

割掛対象表の項目名称	工事の内容
【共通仮設費】	
工事用機械分解組立費 (土工A)	道路掘削、捨土掘削及び盛土工で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
工事用機械分解組立費 (土工B)	土取場の客土掘削で使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
仮設材等運搬費（土留材）	構造物掘削特殊部A及び用排水工で使用する仮設材等（鋼矢板）の運搬に要する費用をいう。
仮設材等運搬費（仮設防護柵）	仮設防護柵工で使用する仮設材等（仮設防護柵）の運搬に要する費用をいう。
【雑工事費】	
作業環境養生費	冬期間施工するコンクリート構造物施工時に必要な保温養生設備等に要する費用をいう。

28. 熱中症予防に係る対策費用について

28-1 定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

28-2 対象品目及び対象期間

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、表－1に示す対象品目一覧表の内から必要に応じ実施するものとする。実施した場合は熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出し、費用については監督員と別途協議するものとする。なお、各品目における光熱水費や燃料費は除く。

対策の対象期間は、原則、毎年5月1日～9月30日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後1カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

表－1 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット	リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。
	大型扇風機	
	送風機	
	製氷機	

項目	品目名称	備考
	給水器	
	冷蔵庫	
	日除けテント	
	ミストファン	
	スポットクーラー	
	現場休憩所のエアコン	
	休息車の配置	リース品のみを対象とする。 連絡車との併用は不可。
	上記の他、受注者及び監督員間で 協議し定めたもの	

28-3 熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書(様式-17)、実施状況が確認できる資料、及び支払実績が確認できる資料を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

29. クマ対策に係る費用

29-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

29-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

29-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

1. クマ対策毎の実施数量及び実施期間

2. 実施状況が確認できる資料

3. 支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記1～3の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

30. 補足事項

30-1 設計図書の変更及び追加について

次に示す作業については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更又は追加する可能性があるので、受注者は監督員と緊密な連絡を取るとともに、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議し定めるものとする。

- (1) 快適トイレを導入可能な場合は、仕様、費用について監督員と協議すること。なお、快適トイレを定置式とするときは設置場所及び配置についても監督員と協議すること。
- (2) 部分使用の範囲及び時期を変更する場合がある。
- (3) 土運搬通行路の安全対策工及び交通保安要員を追加する場合がある。
- (4) 夜間通行止め等に伴う交通規制、交通保安要員及び安全対策を追加する場合がある。
- (5) 工事用道路の維持・補修を追加する場合がある。
- (6) 除雪工を追加する場合がある。
- (7) 盛土材料を変更する場合がある。
- (8) のり面対策工を追加する場合がある。
- (9) 支障移転工を追加する場合がある。
- (10) 仮設標識工を追加する場合がある。
- (11) 仮設防護柵工の移設・撤去等の追加及び種別を変更する場合がある。
- (12) 売却処分（スクラップ）に関する費用を追加する場合がある。

30-2 工事記録情報の作成及び提出について

受注者は、共通仕様書1-51-2「工事記録情報」の規定に従って、「工事記録収集システム」ヘデータ入力完了後、「工事記録情報完了届」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、「工事記録情報チェック結果票」にて照査結果の通知を受けるものとする。

また、照査の結果修正が生じた場合は、監督員の指示に従い速やかに修正を行うものとする。工事記録収集システムに関する問い合わせ先は、別途監督員より通知する。

30-3 車両制限令を超える車両の運行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書1-62「交通安全管理」における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

3 0-4 緊急時の協力業務

北海道支社が管理する高速道路の沿線で気象庁発表震度 5 強以上の地震が発生した場合は、管理事務所が実施する供用中道路の緊急復旧作業に対して応援可能な資機材及び人員を速やかにとりまとめ監督員へ報告するものとする。また、長期休暇前においても休暇期間中の発災時における応援可能な資機材と人員を監督員へ報告すること。

なお、監督員が資機材及び人員の応援について指示し、手配した場合は本工事とは別に別途契約締結を行うものとする。

3 0-5 間接工事費の変更

3 0-5-1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係わるものに限る）

- ・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

なお、上記に関連し発生した間接工事費について、監督員が必要と判断した場合、その費用については監督員と受注者との協議し定めるものとする。

3 0-5-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

3 0-5-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から 1 4 日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式- 9）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から 1 4 日以内に間接工事費計画書（様式- 9）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

3 0-5-4 間接工事費の増加費用の協議

- (1) 受注者は、最終契約変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書（様式- 1 0）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- (2) 発注者は、受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記

した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。

(3) 間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費の増加費用見積書（様式－１１）を監督員に提出し協議するものとする。

(4) 間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により、受注者は同意書（様式－１２）を監督員に提出するものとする。

なお、協議開始の日から２８日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

３０-５-５ 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については設計変更の対象としない。

３０-５-６ 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

- (1) 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－９）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- (2) 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書（様式－９）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- (3) 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。
- (4) 全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

３０-５-７ 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

３０-５-８ 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

３０-６ 材料調達に伴う変更

３０-６-１ 対象となる項目

本工事の「骨材」、「土砂」、「仮設材（鋼材）」については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当初調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に材料調達変更計画書（様式－１３）を提出のうえ監督員と協議するものとする。

また、協議の結果、監督員が指示した場合は、当該地区からの調達完了後、購入費用及び輸送費等に要した費用の証明書類(実際の取引伝票等)を添付した材料調達実績報告書(様式－14)を監督員へ提出するものとし、その費用について監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、受注者の都合で調達した資材は協議対象としないものとする。

資材名	規格	調達地域等
切込碎石	40-0mm	上川郡新得町
切込碎石	80-0mm NEXCO試験法及びJGS0172-2020適合品	上川郡新得町
再生碎石	40-0mm、80-0mm	上川郡新得町
再生碎石	40-0mm JGS0172-2020適合品	上川郡新得町
仮設材（鋼材）	普通鋼矢板Ⅳ型、普通鋼矢板Ⅲ型	札幌市
仮設防護柵（鋼材）	本特記仕様書 2.6-1.2 による	札幌市

3.0-7 ICT土工を活用した工事に対する取扱いについて

本工事は、国土交通省が推進する i-Construction に基づき、生産性向上を図るため、受注者から ICT 土工に関する施工の提案ができる工事である。受注者は、契約後、発注者より BIM / CIM（土取場除く）を貸与の上、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合にその施工を行うことができるものとする。

なお、その施工に伴う費用については、発注者と受注者との協議して定めるものとする。

3.0-8 設計変更ガイドライン

工事の変更等においては、東日本高速道路㈱が制定・公表している「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」（当社ホームページに掲載

https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/stipulation/engineering_works.pdf
を参照のこと。

3.0-9 保険の付保

保険の付保については、「共通仕様書 1-5.5-1 保険の付保」によらず、次のとおりとする。契約書第 57 条に規定する火災保険、建設工事保険、その他の保険（賠償責任保険は除く）の付保は任意とし、賠償責任保険（支払限度額 1 億円以上）は付保しなければならない。

3.0-10 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領（令和 5 年 10 月 東日本高速道路株式会社）に基づき、共通仕様書「1-2 用語の定義」に定める「確認」及び「1-3.0 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の工事等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、工事着手前に監督員と協議し定めるもの

とする。